

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会長 佐々木 浩二

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」について（お知らせ）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解を賜り厚く御礼を申し上げます。

高水準の賃上げや企業の高い投資意欲を背景に「コストカット型経済」からの変革を果たすチャンスとして、11月2日に「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」が閣議決定されました。

本対策の「物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援」のなかに、これまで全国協会、全国政治連盟、ビルメンテナンス議員連盟が主張し、働きかけてきた内容が反映される形で、下記のとおり「ビルメンテナンス資材価格の高騰、賃金上昇等の転嫁を進める」ことが明記されましたので、お知らせします。

1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

公共事業について、資材価格の高騰等を踏まえ、適切な価格転嫁が進むよう、（中略）建設企業の適正な利潤の確保と建設労働者の賃上げを支援する。国、地方公共団体等による物品調達やサービス（ビルメンテナンス、警備等）について、資材価格の高騰、賃金上昇等の転嫁を進める。

先にお知らせした厚生労働省、総務省の通知とともに、価格転嫁の動きが活発化しています。國の後押しもあるこのチャンスを生かし、官公庁物件の契約における金額交渉を積極的に行っていただくようお願いします。なお、本対策は國を挙げて価格転嫁を促していますので、民間物件の契約における金額交渉にも活用できるものと考えられますので、併せてご利用いただければ幸いです。

敬具

記

■内閣府ウェブサイト

- ・「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を決定しました

https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20231107.html

- ・「デフレ完全脱却のための総合経済対策」について（PDF）

https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2023/20231102_taisaku.pdf



以上

.....【本件に関する問い合わせ先】.....

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 関内

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階

TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 kenji@j-bma.or.jp

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」について

〔 令和 5 年 11 月 2 日
閣 議 決 定 〕

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を別紙のとおり定める。

(別紙)

デフレ完全脱却のための 総合経済対策

～日本経済の新たなステージにむけて～

令和5年11月2日

目 次

第1章 経済の現状認識と経済対策の基本的考え方	1
1. 経済の現状認識	1
2. 経済対策の基本的考え方	2
第2章 経済再生に向けた具体的施策	8
 第1節 物価高から国民生活を守る	8
1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援.....	8
2. エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化.....	12
 第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する	14
1. 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援	14
(1) 中堅・中小企業の賃上げの環境整備	14
(2) 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援	16
(3) 「年収の壁」への対応を含めた所得向上への取組	18
2. 構造的賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進	20
(1) 三位一体の労働市場改革の推進	20
(2) 多様な働き方の推進	21
3. 経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大	22
(1) 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化	22
(2) 地方活性化	24
(3) 大阪・関西万博の推進	26
第3節 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する	27
1. 生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げるための国内投資の更なる拡大	27
(1) 科学技術の振興及びイノベーションの促進	27
(2) フロンティアの開拓	29
(3) G X・D Xの推進及びA Iの開発力強化・利用促進に資する基盤整備	30
(4) 経済安全保障の確立及び国内生産基盤の強化に係るインフラ整備	34
(5) 教育D Xフロンティア戦略の推進と文化芸術によるソフトパワーの形成・展開	36

第2章 経済再生に向けた具体的施策

第1節 物価高から国民生活を守る

ロシアによるウクライナ侵略等を背景とした国際的な原材料価格の上昇等による物価高に対し、G7を始めとする各国政府は、国民生活と経済を守るために取組を進めてきた。我が国も、2022年1月以降、燃料油、電気・ガス等のエネルギー価格の激変緩和措置や、輸入小麦や肥料・飼料価格の高騰の抑制、低所得世帯への給付金など、様々な対策を講じ、国民生活・事業活動を守り抜いてきた。

こうした中、各国政府は状況を見極めつつ、ポストコロナの経済体制に移行し、日本経済は、コロナ禍を経て回復基調を維持している。他方、物価高は、引き続き、国民生活・事業活動に大きな影響を与えており、物価高が消費を減少させ、30年ぶりに迎えた、コストカット経済から新たなステージへと移行する動きを後戻りさせることは、回避しなければならない。

このため、引き続き、国民生活・事業活動を守り抜くための当面の物価高対策に万全を期すとともに、エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化に取り組み、脱炭素成長型経済構造への移行を大胆に進める。

1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税を実施する。

具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこととし、減税の実効性を高めるため、所得税・住民税の制度の連携により、令和6年分の所得税額を所得税減税額が上回る場合においては、令和7年度分の個人住民税において残りの額を控除できる仕組みを設ける。

源泉徴収義務者の事務負担にも配慮し、令和6年6月から減税をスタートできるよう、令和6年度税制改正において検討し、結論を得る。

なお、この減税によって生ずる令和6年度及び令和7年度の個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。多くの地方公共団体において、本年夏以降1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。

令和6年度税制改正による定額減税と上記の住民税非課税世帯への支援は、支援の手法、対象となる所得層、実施時期が異なる中、両支援の間にある者に対しても丁寧に対応する。具体的には、

- ① 住民税非課税世帯には該当しないが、個人住民税の定額減税の対象となる住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当することが判明する世帯には、地域の実情に応じて、上記の住民税非課税世帯への支援と同水準を目安に支援を行えるよう、また、
- ② 低所得者世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者には、地域の実情等に応じ、定額減税や他の給付措置とのバランスにおいて可能な限り公平を確保できる適切な支援を行えるよう、

物価高対策のための「重点支援地方交付金」による対応を中心に、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、令和6年度税制改正と併せて、本年末に成案を得る。

これらの趣旨・内容等については、国民に対し、丁寧な説明・周知広報に努める。

燃料油価格の激変緩和措置については、エネルギー価格の上昇を踏まえ、2023年9月に緊急措置として同年内まで措置を講じているところ、今般の対策において、困難な状況に直面する家計や価格転嫁が困難な中小企業等の負担が過重なものとならないよう、緊迫化する国際情勢及び原油価格の動向など、経済やエネルギーをめぐる情勢等を見極め、柔軟かつ機動的に運用しつつ、措置を2024年4月末まで講ずる¹¹。

経済対策を実行するまでの間、継続している電気・ガス料金の激変緩和措置についても、2024年春まで継続する。具体的には、国際的な燃料価格の動向等を見極めつつ、現在の措置を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小する。

11 賃金動向も含めた経済情勢を踏まえつつ、出口を見据えられる状況になった場合には、翌月以降補助率を段階的に（原則月10分の3ずつ）縮小する。

L P ガスについては、小売価格の低減を図るため、事業者の経費負担の軽減に資する遠隔検針が可能なスマートメーター、バルクローリー、配送トラック、充填所自動化設備、ガスタンク等の導入を支援する。

これらの対策については、国民・事業者等に対して周知徹底を図る。

漁業者や施設園芸事業者・茶事業者が使用する燃料油等については、燃油・配合飼料の価格がそれぞれ一定基準以上に上昇した場合に、漁業者・事業者と国による拠出金から補填金を交付する措置を引き続き講ずる。

大規模かつ先進的な取組を行うフードバンクに対する倉庫や車両の借り上げ、輸配送を引き続き支援するとともに、フードバンク・こども食堂等による食料提供を円滑にする地域の体制づくりを推進する。

地方創生臨時交付金のうち、2023年3月に措置した、地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に活用できる「重点支援地方交付金」において、生活者には、小中学校等における学校給食費等の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やL P ガス使用世帯への給付等の支援を、事業者には、特別高圧やL P ガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を行ってきている。引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から、こうした支援を行うため、同交付金の追加を行う。

執行に当たっては、同交付金が物価高の影響緩和に必要とされる分野に有效地に活用されるよう、医療・介護や中小企業といった各行政分野を所管する府省庁が地方公共団体に対して、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例を始め必要な情報を積極的に提供し、これらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的にきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。その際、入院時の食費の基準が、長年据え置かれ、介護保険とも差が生じていることを踏まえ、診療報酬の見直しに向けた検討を行うことと併せ、それまでの間、早急かつ確実に支援¹²を行う。

生活困窮者への灯油購入の助成や消防・救急車両等の燃料油代の増額など、地方公共団体が実施する原油価格高騰対策に対して特別交付税を措置する。

12 2023年度中については、重点支援地方交付金により対応。2024年度については、地域医療介護総合確保基金による対応を念頭に、診療報酬の見直しと合わせ、2024年度予算編成過程において検討。

公共事業について、資材価格の高騰等を踏まえ、適切な価格転嫁が進むよう、特に市区町村を始めとした地方公共団体に対して、最新の材料価格等を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等の徹底を要請した上で、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進めるとともに、今後、賃金支払の原資となる適切な労務費の確保に係る制度改正を含めた対応の具体化を進め、建設企業の適正な利潤の確保と建設労働者の賃上げを支援する。国、地方公共団体等による物品調達やサービス（ビルメンテナンス、警備等）について、資材価格の高騰、賃金上昇等の転嫁を進める。

コロナ禍を乗り越えたものの、物価高の影響により、依然厳しい状況にある中小企業等に対して、引き続き、借換え支援の継続など資金繰り支援に加え、経営改善・事業再生支援等に万全を期す。

携帯電話サービスについて、利用料金やサービス本位の競争を促進するため、2023年内に実施する制度改正、利用者に合った料金プラン選択促進のための広報を順次実施する。

物価高により予期せぬ不足が生じた経費には、引き続き、予備費の適時適切な執行により、迅速・機動的に対応する。

施策例¹³

- ・燃料油価格激変緩和対策事業（経済産業省）
- ・電気・ガス価格激変緩和対策事業（経済産業省）
- ・小売価格低減に資する石油ガス配送合理化・設備導入促進補助金（経済産業省）
- ・タクシー事業者の負担を軽減する「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」（国土交通省）
- ・漁業者・養殖業者の負担を軽減する「漁業経営セーフティーネット構築事業」（農林水産省）
- ・施設園芸及び茶業の事業者の負担を軽減する「施設園芸等燃料価格高騰対策」（農林水産省）
- ・食品ロス削減緊急対策（農林水産省）
- ・和牛肉需要拡大緊急対策、農業経営収入保険特約補填金の造成等（農林水産省）
- ・物価高に大きく影響を受ける低所得世帯及び事業者等を支援する「重点支援地方交付金」（内閣府）
- ・生活衛生関係営業物価高騰・賃上げ等対応支援事業（厚生労働省）、生活衛生関係営業経営支援事業（厚生労働省）
- ・現下の資材価格の高騰等を踏まえた公共事業等の実施、賃金上昇等を踏まえた公共調達の実施（国土交通省、厚生労働省、経済産業省等）【その他】

13 施策名に付している【制度】は、制度・規制改革、【その他】は財政投融資、運用改善等を表す。

- ・物価高など外的要因の影響に苦しむ事業者を支援する「日本政策金融公庫等による資金繰り支援」（経済産業省、農林水産省、厚生労働省、内閣府、財務省）
- ・金融機関・支援機関の連携・協働等による、資金繰り支援にとどまらない、経営改善支援、事業再生支援等、事業者の実情に応じた適切な支援の推進（金融庁）
- ・適切な携帯料金プランの選択等に資する携帯電話サービスの更なる競争の促進（総務省）
- ・特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（内閣府）
- ・世界的な物価高騰に伴う資機材価格及び輸送費の高騰等への対応（外務省） 等

2. エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化

更なる省エネの促進や再エネの導入など、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速し、化石燃料の海外依存を引き下げ、エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性を強化する。

企業や家庭における省エネを更に促進する。企業に対しては、工場等における省エネ設備の導入を複数年度にわたり支援するとともに、中小企業向けの省エネ診断を推進する。家庭に対しては、子育て世帯や若者夫婦世帯の省エネ住宅の取得の支援を行うとともに、省エネ改修、断熱窓への改修、高効率の給湯器の導入支援をワンストップの窓口を設置して進める。企業と家庭共通である運輸部門のCO₂排出削減のため、クリーンエネルギー自動車、充電・水素充てんインフラ等の導入や、合成燃料（e-fuel）の早期商用化を目指した実証研究を支援する。

再エネについて、屋根等を活用した自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入、地産地消型の再エネの導入等に係る取組を支援する。

原子力について、GX推進戦略等に基づき、安全性を最優先に、十数基の原発の再稼働、次世代革新炉の開発・建設に向けた取組、バックエンド事業の加速化等を推進する。

施策例

- ・エネルギー消費効率の高い設備への更新を促進する「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」（経済産業省）及び「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」（経済産業省）
- ・中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（経済産業省）
- ・高効率給湯器の導入を促進する「家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」（経済産業省）
- ・断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業（環境省）